

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成18年
10月10日
(火曜日)

目次

告示

- 土地改良区定款変更の認可(農村整備課).....一
- 河川区域の変更による廃川敷地等(河川課).....一
- 道路の位置の指定(建築指導課).....一
- 歳入の徴収の事務の委託の解除(会計課).....二
- 公告
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....二
- 契約の締結(環境政策課).....二
- 介護支援専門員実務研修及び更新研修の実施に関する事務を行わせる指定研修実施機関の指定(長寿社会課).....三
- 障害者自立支援法の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定(障害者支援課).....三
- 県営伊上地区ほ場整備事業の換地処分(農村整備課).....四
- 雑報
- 県報の正誤(平成十一年六月十一日山口県告示第四百十四号).....四

山口県告示第五百四十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十八年十月十日

山口県知事 二井 関成



土地改良区の名称
玖珂郡周東町高森土地改良区
玖珂郡周東町久原土地改良区
玖珂郡周東町中曽根土地改良区

認可年月日
平成一八、九、一九
一〇、二
" " " "

山口県告示第五百四十二号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり告示する。
その関係図面は、山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年十月十日

山口県知事 二井 関成

- 一 河川の名称
島田川水系島田川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日
平成十八年十月十日
- 三 廃川敷地等の位置
岩国市周東町上久原字井手口四四番一地先
" " " 四二番三地先
" " " 四三番地先
" " " 五四四番三地先
- 四 廃川敷地等の種類及び数量
土地 一七六・九三平方メートル

山口県告示第五百四十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十八年十月十日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	山陽小野田市大字厚狭字上ケ田一〇八の一〇八一の七、一〇八一の八及び一〇八一の七地先
幅員 (メートル)	六・〇
延長 (メートル)	六〇・一
道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)	三六四・一七

山口県告示第五百四十四号

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第四十四条第一項第二号の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務の委託を解除した。

平成十八年十月十日

山口県知事 二井 関 成

委託を解除された者	名称	所在地	委託の解除に係る取扱歳入金の種類	解除した委託事務に係る施設
社会福祉法人山口県社会福祉事業団	山口市大手町九番六号	障害者更生センター使用料	鹿野グリーンハイ	都濃郡鹿野町大字鹿野上九一〇番地



(五二八) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年十一月二十八日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年十月十日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日
平成十八年九月二十八日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 徳聖会
代表者の氏名 田口 昇
主たる事務所の所在地 山口市徳地島地一一番地一
- 三 定款に記載された目的
高齢者、障害者、児童等が地域の中で安心して暮らしていくために必要な包括的な援助体制を構築するとともに、年齢及び障害の有無を問わず気軽に集まることができる拠点を設置し、及び運営し、広く社会に寄与すること。

一 申請のあった年月日
平成十八年九月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 山口県樹木医会
代表者の氏名 藤原 俊廣

三 定款に記載された目的
樹木医の知識及び技術を通じて、巨木、古木、名木等の文化財をはじめ森林、緑地等の郷土の大切な自然環境の保全に貢献するとともに、市民と連携した緑の普及及び啓発に関する活動を行うことにより、樹木文化の発展及び広く環境の保全に寄与すること。

(五二九) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成十八年十月十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
環境生活部環境政策課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品の名称及び数量
大気環境監視システム 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成十八年八月二十四日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社神戸製鋼所 神戸市中央区脇浜町二丁目一〇番一六号

六 落札金額

三千六百二十二万五千元

七 入札公告日

平成十八年七月十一日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式

最低価格

(五三〇) 介護支援専門員実務研修及び更新研修の実施に関する事務を行わせる指定研修実施機関の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第六十九条の三十三第一項の規定により、指定研修実施機関を次のとおり指定しました。

平成十八年十月十日

山口県知事 二井 関成

一 指定研修実施機関の名称及び住所

社会福祉法人山口県社会福祉協議会

山口市大手町九番六号

二 指定年月日

平成十八年八月二十一日

一 指定研修実施機関の名称及び住所

山口県介護支援専門員協会

山口市大手町九番六号

二 指定年月日

平成十八年九月十三日

(五三一) 障害者自立支援法の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をしました。

平成十八年十月十日

山口県知事 二井 関成

指定障害福祉サービス事業者	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスを行う事業所	所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社いきいき健康ライ	宇部市大字東岐波二七六の二	株式会社いきいき健康ライ	宇部市新天町二丁目七番二〇号	居宅介護	平成一八、一
有限会社長門中央介護事業所	長門市西深川四二二八	訪問介護事業所はればれ長門	長門市仙崎二九一の二	"	六
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	エイリスケアセンター菊川	周南市大字下上六四四の一	"	七
有限会社ZNE ROIONE	周南市大字徳山五五八五の一	ワークスケア	山五五八五の一	"	"
社会福祉法人光栄会	宇部市大字東岐波二二三三	知的障害者更生施設だいち善和	宇部市大字善和三五五の一〇	短期入所	四
社会福祉法人暁会	下関市大字小野六四の一	なごみの家短期入所事業所	防府市大字江泊一七九〇	"	八
社会福祉法人むべの里	宇部市大字東須恵三二〇〇の一	知的障害者グループホームあゆみA	宇部市開三丁目二番五号	共同生活援助	"
"	"	知的障害者グループホームあゆみB	"	"	"
"	"	知的障害者グループホームあゆみB	"	"	"
特定非営利活動法人あかり山口作業所	山口市下小鯖二一七三の二	グループホームふれんず	山口市下小鯖二一六一の一	"	五

平成十八年十月十日印刷
平成十八年十月十日発行

発行人

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

二	ページ	上	段	行	誤	供用	正
---	-----	---	---	---	---	----	---

正誤
平成十一年六月十一日山口県告示第四百十四号(山口県環境影響評価技術指針)



- 一 換地処分の年月日
平成十八年九月二十二日
- 二 換地処分の内容
県営伊上地区ほ場整備事業換地計画に記載された換地計画のとおり

山口県知事 二井 関 成

(五三三) 県営伊上地区ほ場整備事業の換地処分
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、
県営伊上地区ほ場整備事業の施行に係る地域の換地処分を次のとおり行いました。
平成十八年十月十日

株式会社いき 健康ライ	宇部市大字東 岐波二七六の 二	株式会社いき 健康ライ	宇部市新天町 二丁目七番二 〇号	外出介 護	八、	八、
株式会社長門 中央介護事業	長門市西深川 四二二八	訪問介護事業 所はればれ長	長門市仙崎二 九一の二	〃	六、	六、
株式会社ニチ イ学館	東京都千代田 区神田駿河台 二丁目九	アイリスケア センター菊川	周南市大字下 上六四四の一	〃	七、	七、
有限会社ニチ RONZEE	周南市大字徳 一山五八五の 一	アトラスケア ワークス	〃 大字徳 一山五八五の 一	〃	〃	〃